

## 「代引き」による金銭被害に注意！

「身に覚えのない商品が突然届いた」という相談が、全国の消費生活センターに複数寄せられています。特に最近、※「代引き」サービスを利用して消費者に商品代金を支払わせるものや、海外から送り主不明の小包が届くといったケースが目立っています。

### 【事例1】

インターネット通販業者から自分宛に代引きで荷物が届いた。不在にしていたので家族が代金約3,000円を支払い荷物を受け取った。送り主は自分の名前になっており不審に思ったが、開封して内容を確認すると、全く注文した覚えのないライターだった。支払った代金を返金してほしい。

### 【事例2】

送り主不明の小包が自宅のポストに投函されていた。開封してしまったため、配送業者では受け取り拒否できないと言われた。中にはキーホルダーが入っていたが、代金は支払っていないし、クレジットカードへの請求もない。外国から送られてきたようだが、届いた商品をどう扱えばよいか。

### 【ひとこと助言】

- 受け取った後で注文していない商品だと分かった場合、売買契約は成立していないため、荷物の中に請求書が入っていても支払う必要はありません。一方、請求書が入っていなかった場合でも、後日クレジットの請求がある可能性がありますので、毎月の明細書をチェックしましょう。
- 商品を受け取ってしまった場合、ネガティブオプションといって、商品の送付があった日から14日間（商品の引き取りを販売業者に請求した場合は7日間）を経過した場合、商品の保管義務はありません。
- 発送元が海外の商品を受け取った場合は、商品内容によっては商標権等の「知的財産権」を侵害する商品（いわゆる模倣品）を海外に返品する行為「権利侵害品の輸出」として、関税法違反に問われる可能性がありますので、安易に返送しないようにしましょう。
- 家族宛など、受け取るべきかその場で判断できないときは、荷物を一旦持ち帰ってもらうのも一法です。普段からの備えとして、通信販売を利用した場合は、代引き等の払方法も含めて必ず家族に伝え、「誰が注文したか分からない荷物は受け取らない」等、家族間のルールを決めておきましょう。

※「代引き（代金引換配達）」とは、通信販売などで購入した商品の代金を、商品到達と同時に配送業者に支払い、引き換えに商品を受け取るサービスです。

**消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820**

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用  
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

